



けやき通信

ごあいさつ

「開業20周年のプチリフォーム」



今年、当事務所は開業20周年を迎えました。開業した当初は「本当に豊明の地でやっていけるのか？」と不安でありましたが、お客様にも恵まれ、そしてお客様に育てていただきここまでやってこれました。

そして今後も豊明の地に根を張り、10年・20年と業務を続けて参りますので、引き続きのご指導ご鞭撻をお願いします。

さて、20年も経てば事務所も古くなり、天井のクロスが若干剥がれ、壁のクロスも少し汚れがありました。

そこで、20周年記念にと思い、天井と壁のクロスを全部張り替えました。特に応接スペースの壁は一部を紺色にしてアクセントを付け、雰囲気を変えてみました。

当事務所へお越しの際は、是非ともプチリフォーム後の事務所をご覧ください。

今月のテーマ

「遺言の活用～寄付～」



1. 遺言を使った財産の「寄付」について

「自分がお世話になった施設に寄付をしたい」「自分には相続人がいないので、国に没収されるくらいなら自分の希望先に寄付をする」。

寄付を考える事情は様々かと思えます。今回は「寄付」にスポットをあて、遺言を使った寄付のポイントについて説明していきます。

2. 遺言による寄付

「寄付」は、生前にすることもできますし、遺言に記載してすることもできます。

遺言による寄付のメリットは、遺言の効力は「遺言者が死亡したとき」に生じますので、死亡時まで財産を自分の手元に残しておけることです。つまり、自分の生活が苦しくなった場合、寄付を予定していた財産を売却して、自分の生活の糧にすることができることです。

では次に、寄付をするときのポイントを確認していきます。

3. ポイント1（事前相談をする）

寄付すれば、「寄付先は当然寄付を受け取る。」と思っている方もいるかもしれませんが、しかし、組織運営の透明化を図るとか、寄付の意思を示した方とそうでない方とで施設内の待遇に差があってはならないことを明確にするためなど、寄付先の内部ルールで「寄付は一切受け付けない。」と定めているところもあります。

寄付は、寄付先が受け取って初めて成立しますので、事前に寄付を受け付けているか確認することが大切です。

4. ポイント2（現金で寄付する）

不動産・動産・株などを寄付しても、寄付先としてはそれを現金化しないと活用できない場合がほとんどです。

そうすると、寄付先は「売却」という一手間を加える必要があり、また売却に伴う税負担などの問題も生じます。そのため、極力現金で寄付した方が、寄付先も受け取りやすく活用しやすいと思います。

もし、不動産などを寄付しようとお考えの場合は、先月号（第47号）で説明した「清算型遺贈」を活用するのが良いと思います。

5. ポイント3（特定遺贈にする）

遺贈には、①包括遺贈と②特定遺贈の2種類があります。

①包括遺贈とは

「遺産の全部」とか「遺産の2分の1」といった全体に対する一部の割合を示してする遺贈です。

特徴として、遺贈を受けた方（「受遺者」といいます。）は、「相続人と同一の権利義務を有する」と定められていますので、亡くなった方に借金があると、その借金も負担することになります。

②特定遺贈とは

遺贈する財産を個別具体的に示してする遺贈です。例えば、「〇〇銀行の預金のうち金1000万円」といった感じです。

特徴として、受遺者は遺言に記載された財産のみを取得でき、仮に遺言者に借金があってもそれを引継ぐことはないということです。

寄付先によっては、包括遺贈による寄付は、借金を引継ぐ可能性があることから消極的に考えているところもあるようです。ですので、寄付する場合は「特定遺贈」であるのが良いと思います。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市